〔適用範囲〕

第1条

第1項

当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めとするところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第2項

当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

〔宿泊契約の申込み〕

第2条

第1項

当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

(1)宿泊者名、性別、住所、電話番号、年齢、国籍及び職業

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）

(4)その他当施設が必要と認める事項

〔宿泊契約の成立等〕

第3条

第1項

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第2項

前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料相当の申込金を、当施設が指定する日（原則として宿泊契約の成立と同時にクレジットカードによるものとします。)までに、お支払いいただきます。

第3項

申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第15条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4項

第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

〔宿泊契約締結の拒否〕

第4条

第1項

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき

(2)満室（員）により客室の余裕がないとき
(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
(4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
イ
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号）第 2 条第 2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ
暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ
法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
(6)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
(7)宿泊に関し暴力的要求行為が行なわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたき
(8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
※shelter都留に関して
施設に到着(出発)の道のりで小川を超える必要があります。宿泊中に増水し通行が困難になる場合があります。予めご了承ください。
(9)過去に第6条の適用を受けた者であるとき
(10)各都道府県条例等により特に規定された場合に該当するとき
(11)その他当施設が必要と認めるとき

〔宿泊者の契約解除権〕

第5条
第1項
宿泊者は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
第2項
当施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

〔当施設の契約解除権〕

第6条
第1項
当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1)宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
(2)宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき
イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(3)宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
(4)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
(5)宿泊に関し暴力的要求行為が行なわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
(7)各都道府県旅館業法施行条例の規定する「宿泊拒否の事由」に該当するとき
(8)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
第2項
当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

〔宿泊の登録〕

第7条
第1項
宿泊者は、予約時において、次の事項を登録していただきます。
(1)宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業
(2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3)出発日及び出発予定時刻
(4)その他当施設が必要と認める事項

〔施設の使用時間〕

第8条
第1項
宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝１０時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

〔利用規則の遵守〕

第9条
第1項
宿泊者は当施設内においては、別紙第3のほか、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

〔料金の支払い〕

第10条
第1項
宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
第2項
前項の宿泊料金等の支払いは、原則として当施設が認めたクレジットカードにより、ご利用料金の前払いをお願いしております。
第3項
当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

〔当施設の責任〕

第11条
第1項

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
第2項
当施設の責に帰すべき理由により宿泊者に施設の提供ができなくなったときは、その宿泊者に宿泊料金をご返金いたします。
また、宿泊中、天災等による宿泊不可を当施設が判断したときは、その日の宿泊料金をご返金いたします。ご返金は当施設宿泊費に限ります。
第3項
当施設は、万一の火災等に対処するため、火災保険に加入しております。
【サウナ利用に関する規則】
サウナは自己責任においてご利用ください。当施設はサウナ利用による事故や健康問題に関して一切の責任を負いません。必要に応じて吸気用窓を開けて換気を行ってください。
サウナ室とウッドデッキは土足厳禁でお願いいたします。
ガスボンベ等はサウナ内に絶対に持ち込まないでください。
息苦しいと感じた際には、すぐにサウナから出て換気をしてください。
【サウナストーブ取扱い】
●アロマオイルは使用しないでください。
●サウナストーブに外の石を入れないでください。
サウナストーブ取扱いについて上記をお守りいただけずストーブが故障した場合は修理代（約15万円）をご請求させていただきます。

【清流ついて】
隣接する川(大旅沢)には絶対に立ち入らないでください。当社は、隣接する川(大旅沢)で発生した事故について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
【施設までの道のり】
SHELTER. 都留は施設に到着(出発)の道のりで小川を超える必要があります。車高15㎝未満のお車は渡ることが出来ません。予めご確認の上、可能なお車でお越しください。(スポーツカーでのお越しはご遠慮ください)
また、施設までの道のりでの事故、トラブルにつきましては弊社は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

【冬季、積雪及び路面凍結について】
都留市の12月から3月は路面凍結や雪が多い立地となっております。冬タイヤをご装着いただくか、チェーンのご準備をお願いいたします。また当日の天候のご確認も合わせてお願いいたします。
施設までの道のりでの事故、トラブルにつきましては弊社は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

〔宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〕
第12条
第1項
宿泊者がチェックインしたのちの宿泊者の手荷物・貴重品等の保管責任等に対し、当施設は一切責任を負いません。

第2項
宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合において、所有者の連絡、指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間を限度として処分するものとします。
郵送をご希望の場合は着払い扱いとさせていただき、別途手数料2,000円を申し受けます。配送中の破損等トラブルにつきましては弊社は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

2. 前項の規定にかかわらず、飲食物・雑誌類及び衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品は、保管期間内であっても処理させていただきます。

〔駐車の責任〕
第13条
第1項
宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所を貸出するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

〔宿泊客の責任〕
第14条
第1項
宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

〔管轄裁判所〕
第15条
第1項
当施設は宿泊者との間で訴訟の必要が生じた際には、管轄裁判所を東京地方裁判所とします

【備考】

1、基本宿泊料金は当施設内に掲示する料金表になります。
別紙第1宿泊料金等の内訳
区分
内容
宿泊者が支払うべき
総　額
宿泊料金
基本宿泊料（室料+リネン代+アメニティ代＋清掃及びクリーニング代）
税額
消費税

2、
当施設では子供も大人料金と同一となりますが、小学生未満でかつ添い寝の場合（寝具不要）は適用いたしません。
別紙第2　違約金（第5条第2項関係）
違約金

解除期日
違約金
宿泊日15日前
キャンセル料無料
宿泊日14日前
宿泊料の30%
宿泊日7日前
宿泊料の100%
宿泊日1日前
宿泊料の100%
宿泊当日
宿泊料の100%
ご連絡なしの場合
宿泊料の100%

※ご利用日の変更・ご利用人数の減少も違約金の対象となります。
別紙第3（利用規則）
当施設の宿泊者には宿泊約款に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款により宿泊のご継続をお断りさせて頂きます。
なお、下記規則は当施設にて随時改廃、変更させていただき、適切な方法で宿泊者に通知します。
(1)火災の原因となる火器などの使用。
(2)建物内での喫煙。
※建物内は禁煙です。室外での喫煙は灰皿のご用意がありますのでご利用ください。万が一、建物内での喫煙が発覚した場合はクリーニング料金として10万円をいただきます。
(3)周辺の近隣住民に迷惑及び嫌悪感を与える行為。
(4)次のものを持ち込む行為。
動物類・鳥類・魚類等
著しく悪臭を発するもの
著しく多量な物品
火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
大麻、麻薬、覚せい剤等
(5)宿泊者のご退出後、電気・ガス・水道等に異常な消費が認められた場合は、実費を全額ご負担いただく場合がございます。
(6)賭博および風紀をみだすような行為。
(7)外来客を引き入れる行為。
(8)設備、什器備品の移動、持ち出し、目的以外の用途に利用する行為。
(9)泥酔状態での入浴及びサウナの使用。
(10)そのほか、公序良俗に反する行為。
（その他の注意事項）
※水について
当施設は天然水の沢水を汲み上げて使用しております。
過度な使用(出しっぱなし、一度に複数個所で使用)をするとタンクの水が一時的に枯渇し水が出なくなることがあります。絶対に水を出しっぱなしにしないでください。万が一、水が出なくなった場合はすべての水栓が止まっていることをご確認の上１０～２０分程度お待ちいただくと利用可能となります。あらかじめご了承ください。

当施設は住宅地・別荘地に所在しますので、近隣のご迷惑になるような行為（騒音・振動・臭気等）はおやめ下さい。ご利用状況により近隣の方へのご迷惑になった場合には、ご退去いただく場合もあり、その際にはご利用料金等の返金は行いませんので予めご承知おき下さい。
建物や備品を壊してしまった場合は、故意、過失に関わらずお客様にご負担いただきますことを予めご了承下さい。
【滞在中のトラブルについて】
ご滞在中に各種トラブルが発生した場合でも、施設内にスタッフが常駐しておりませんので即時対応はできません。
【現地宿泊者限定・夜間対応窓口】
宿泊施設現地での緊急トラブル(水・電気・ガスの停止など)は夜間対応窓口ダイヤルを設置しております。現地にてご確認ください。
※夜間対応窓口ダイヤルはライフラインの不具合など緊急性の高いトラブルのみ対応となります。また即時の復旧等ができない場合もございます。予めご了承ください。
※夜間対応窓口は現地宿泊者のみの対応となっております。内容によっては電話対応オプション料金を別途ご請求させていただく場合がございますので予めご了承ください。
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。基本的にはご自身で対処していただくことになりますので、予めご了承ください。また、事故、事件の場合は以下の警察署、消防署にご連絡ください。

※SHELTER. 都留はソフトバンクキャリア以外の電波がございません。施設に到着しましたらかならず**Wi-Fi**に接続をお願いいたします。